

## 農村地域コミュニティモデル集落支援事業補助金交付要綱

### 第1 目的

能登地域では過疎化・高齢化が進み、農地の維持管理等を支える地域コミュニティ機能の低下が不安視されていたが、令和6年能登半島地震の甚大な被害により、多くの住民が避難し、農地を維持管理する労働力の不足や、能登地域特有の文化伝統の継承も困難になるなど、更なる地域コミュニティ機能の脆弱化が懸念されている。

このため、営農意欲のある担い手を中心とした高齢者や離農農家を含む地域ぐるみの営農再開をサポートすることで、新たな営農体制の確立と被災により低下した地域コミュニティ機能を再生する地域モデルを構築することを目的とする。

### 第2 事業実施主体及び事業の内容

#### 1 共通事項

本事業への申請を希望する者は、市町、農林総合事務所等の関係機関と協議の上、あらかじめ関係者の合意形成を図ったうえで、申請するものとする。

#### 2 事業実施主体

事業実施主体は、一定のまとまりのある農地や農業用施設の保安全管理を行う、農業者や地域住民等を主たる構成員とした組織とする。

#### 3 事業の内容

- (1) 早期営農再開に向けた農地・農業用施設の復旧に係る取組
- (2) 本年の営農が困難となった農家の農地の営農に係る取組
- (3) 地域による保全活動が再開するまでの間の農地・農業用施設の保安全管理に係る取組
- (4) 安定的な営農継続のための地域コミュニティ活動の維持・継続に必要な取組

#### 4 支援対象経費

##### (1) 復旧整備費用

- ア 被害が軽微な農地・農業用施設の自力復旧に必要な経費
- イ その他、復旧整備に必要な経費

##### (2) 営農支援費用

- ア 離農農地での営農継続に必要な経費
- イ 営農拡大に伴う設備や農機具の増強に必要な経費
- ウ その他、営農支援に必要な経費

##### (3) 保安全管理費用

- ア 農地・農業用施設の保安全管理に必要な経費
- イ 避難先や他地域の住民等が保全活動への参加を促進するために必要な経費
- ウ 集落等が行う耕作放棄地の発生防止のための離農農地の保安全管理に必要な経費
- エ 当面の間、保全活動の主体となる担い手への必要な経費
- オ その他、保安全管理に必要な経費

##### (4) 地域コミュニティ活動費用

- ア 近隣の地域との連携や保全活動組織の広域組織化を推進するために必要な経費
- イ 離農農家の農地を担い手に集積及び農業者間の分散農地を集約化するために必要な経費
- ウ 地域住民が帰郷後も安心して暮らせる地域の災害対応力の強化のために必要な経費

- エ 地域特有の文化・伝統の再開や増進のために必要な経費
- オ その他、地域コミュニティ活動に繋がる取組に必要な経費

## 5 事業の採択要件

### (1) 土地条件

次のアからエに掲げる事項をすべて満たすこと。

- ア 能登地域4市5町内（宝達志水町以北）であること
- イ 令和6年能登半島地震により農地または農業用施設が被害を受けた地域であること
- ウ 事業実施地域に農業法人等の地域の担い手の活動拠点があること
- エ 令和5年度に多面的機能支払または中山間地域等直接支払のいずれかの事業を実施している地域であること

### (2) 取組条件

令和6年度の営農に取り組むとともに3（1）から（3）の取組を1以上かつ（4）の取組を実施する地域であること。

### (3) その他

次のアからウのいずれかに該当する地域であること。

- ア 令和6年能登半島地震の影響により、令和6年度の多面的機能支払もしくは中山間地域等直接支払の活動が実施できないまたは開始が遅れることが見込まれる地域であること
- イ 令和6年能登半島地震の影響により、多面的機能支払または中山間地域等直接支払の保全活動組織の構成員の減少が見込まれる地域であること
- ウ 令和6年能登半島地震を機に離農するまたは離農が見込まれる農業者がいる地域であること

## 第3 事業の実施

### 1 事業実施計画の作成

- (1) 事業実施主体は、農村地域コミュニティモデル集落支援事業実施計画（以下「実施計画」という。）（別紙第1）を作成し、市町長に提出（別記様式第1号）するものとする。
- (2) 市町長は（1）により提出された実施計画が本事業の趣旨に適合すると認める場合は、農林総合事務所長を経由の上、知事に提出（別記様式第2号）するものとする。

### 2 実施計画書の承認

知事は1の（2）により提出された実施計画が適当と認めるときは、当該計画を承認するとともに、農林総合事務所長を経由して市町長に通知するものとする。

### 3 実施計画の変更

事業実施に際し、実施計画の内容に重要な変更が生じた場合には、変更内容を記載した実施計画を上記の1から2までに準じて提出し、知事の承認を得るものとする。

## 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## 第5 補助金交付

- 1 知事は、本事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、地方自治法第232条の2の規定に基づき、市町に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）及びこの補助金交付要綱の

定めるところによるものとする。

- 2 前項に規定する本事業に要する経費の補助率は定額とする。
- 3 補助額は以下の額を合算した上で千円未満の金額は切り捨て、1地区あたり1,000千円以内とする。
  - (1) 基本配分額 400千円/地区
  - (2) 面積加算額 2千円/10a(農業振興地域農用地)
- 4 規則第4条に規定する補助金交付申請書は別記様式第3号、規則第13条に規定する補助金実績報告書は別記様式第4号、規則第16条に規定する補助金請求書又は補助金概算払請求書は規則別記様式第5号、規則別記様式第6号のとおりとする。
- 5 規則第6条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、次に掲げる以外の変更とする。
  - (1) 事業実施主体の変更
  - (2) 事業費の30%を超える増減

## 第6 助成対象外の経費

助成対象者が消費税の課税対象者である場合は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)は本事業の対象としない。なお、知事は経費に消費税等仕入控除税額が含まれている場合、その判明時期により、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 補助金等の交付決定の段階で当該補助事業等における消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合、消費税等仕入控除税額を除いた額について交付決定を行うものとする。
- 2 補助事業等の実績報告の段階で、当該補助事業等における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、精算条件を付した上で消費税額等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、実績報告及び補助金の額の確定について、消費税等仕入れ控除税額を除いた額で行うものとする。
- 3 補助金等の額の確定後、消費税等の申告により当該補助事業における消費税等仕入れ控除税額が明らかになる場合、返還条件を付した上で消費税等相当額を含めて補助金の交付決定を行い、消費税等相当額を含む額について額の確定を行うが、消費税等仕入れ控除税額が確定した段階で、事業実施主体を通じその額を返還させるものとする。

## 第7 事業の着工

事業の着工は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて早期の事業実施が必要な場合については、交付決定前に着手することができるものとする。

## 第8 事業実績の報告

事業実施主体は交付決定に係る補助事業が完了したときは補助事業完了後30日以内又は、令和7年3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書に必要な関連書類又はその写しを添えて知事に提出しなければならない。

## 第9 事業の指導推進

本事業を実施するにあたり、市町、農林総合事務所、実施組織と密接な連携による実施体制の整備を図り、事業実施を推進するものとする。

附則

この補助金交付要綱は令和6年4月1日から施行する。